

市税条例を一部改正

所得割の非課税措置を拡大

- ◆ さる4月13日、臨時市議会において「市税条例の一部改正案」が可決されました。
- ◆ これは地方税法等の改正に伴う措置で主な内容は次のとおりです。

◆ **個人市民税**
 ▼ 低所得者の税負担の軽減措置として、56年度に限り、所得の金額が本人および扶養親族等の合計数に27万円を乗じて得た金額以下の者については所得割が課税されないことになりました。
 夫婦、子供2人の標準世帯の給与所得者の場合は年収17万5千円までは所得割が課税されなくなりました。

◆ **法人市民税**
 ▼ 均等割の非課税限度額が扶養親族1人について、23万円(改正前22万円)に引上げられました。

◆ **軽自動車税**
 ▼ 軽四輪以上の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の月割課税制度が廃止されました。これは賦課徴収の簡素化と合せて納税者の便宜を図るため改正されたものです。なお、電気自動車の軽減措置の適用については、さらに普及を促すため、57年度まで延長されました。

◆ **固定資産税**
 ▼ 新築住宅に対する固定資産税の減額が56年度より大幅に緩和されます。新築住宅の床面積要件が100㎡以下から165㎡以下となり、165㎡以下の専用住宅については、100㎡までの部分については1/2の減額が一般住宅(3階建以上)耐火住宅(3階建以上)は5年間それぞれ適用されます。

◆ **その他の改正**
 ▼ 個人市民税の均等割の税率が1500円(改正前1000円)に引き上げられました。これは、地方税法の規定の人口要件が5万人を超えたことによるものです。
 ▼ 56年度分より市税の督促手数料を1通50円(改正前30円)に改正しました。
 ※ 税制改正についてのお問い合わせは税務課、内線222へおたずねください。

固定資産税第1期分 納期限は6月1日です

56年度分の固定資産税・都市計画税の納付書は、1年分(全期用、各期別用)をまとめてお届けします。お納めは、お近くの銀行など収納取扱機関で納期限内にお納めください。

◆ **納付書の様式を変更**
 納付書を横1枚で1期分に変更します。お取扱にご注意ください。

◆ **前納されるおと**
 1年分の税額を第1期分の納期限内(6月1日まで)

同和問題を考える その⑥

築いていこう 差別のない明るい社会

つくりだされた差別の歴史は、人間の手によって必ず解決できるものであるし、みんなが力を合わせて解決をしていかなければならない問題です。

市民のみならず、今一度お互いの人権を尊重し合うことの重要性をしっかりと認識いただき、すべての人たちが、他人の権利と自由を認め、尊重し、生きる喜びを感じることで、差別のない明るい社会を築くために、みんなで積極的に取り組んでいこうではありませんか。それは、私たち自身が取り組まなければならない私たちの自身の課題なのです。

「計量法」では、業務用(取り引きまたは証明)に使用する「はかり」は市の区域については毎年検査を受けることが義務づけられています。

本市では、4月15日(17日の3日間、京都府計量検査所)による検査が行われました。

検査に合格した「はかり」には右のような合格証がはられています。お買物は適正な「はかり」のあるお店で。



老人福祉センター

歌や踊りで楽しむ一日 三周年を祝って記念行事



「お年寄りの憩いと安らぎの場」としてオープンした老人福祉センターが三周年を過ぎ、その開館三周年を祝う記念行事が、先月十九日開かれました。

記念行事は、お年寄りの手で計画され同センター内にあるサークル(28サークル・延べ会員100人)の発表会という形で行われました。

当日、同センター内は、陶器・書道・生花など約四百点の自慢の作品が展示され、舞台では詩吟や民謡踊りが、またピリヤード大会・囲碁大会なども開かれ、日頃の活動の成果を披露し合い、みんなでお祝三周年を祝いました。

市のうた・音頭

ダ・カーポ わたしの向日市
 都はるみ 向日ふるさと音頭

レコードおわけします

市のうた・音頭のレコードを1枚500円でおわけしています。

ご希望の方は、商工連合会事務所(商工会館内)までお越しください。

商工連合会

児童福祉手当

ご利用ください

児童福祉手当は、児童を扶養している方、(2)心身に障害のある児童を扶養している方へ支給されます。

社会福祉課に備え付けの申請書に所定の事項を記入のうえ提出してください。

お問い合わせ
 社会福祉課児童福祉係
 内線268

56 合格 京都府

春の防疫薬剤のあっせん

▷ 油剤 (かん入り、1.8ℓ) …… 830円
 合所・ゴミ箱・物置・便所などに噴霧器で散布

▷ 乳剤 (ビン入り、500ml) …… 620円
 便所・下水溝などに100倍～150倍にうすめて散布(日時・場所)

	午前9時30分～11時30分	午後1時30分～3時30分
11日(月)	寺戸公民館	寺戸公民館
12日(火)	物集女公民館	森本区事務所
13日(水)	上植野区事務所	保健センター
14日(木)	西向日区事務所	鶏冠井区事務所

ご存知ですか?このマーク

あなたがいつも買物などで利用されているお店の「はかり」には次のようなマークがついています。

「計量法」では、業務用(取り引きまたは証明)に使用する「はかり」は市の区域については毎年検査を受けることが義務づけられています。

本市では、4月15日(17日の3日間、京都府計量検査所)による検査が行われました。

お出かけ前には必ず火の元点検を

留守宅火災予防運動実施中

※外出前には余裕をもって防火の点検、火の始末をしてから……

向日市消防本部・消防団